一般財団法人日本ジャンプロープ連合　利益相反ポリシー

1　目的と基本概念

（1）目的

一般財団法人日本ジャンプロープ連合（以下「当連合」という。）は、ジャンプロープを通じて国民の健全な心身の育成とスポーツの普及に寄与すべく活動し、役員、職員、各支部関係者等は、誠実かつ忠実に職務を遂行することを目的とする。

（2）利益相反の概念

①利益相反取引

役職員等が、財源調達、施設の管理運営、物品の購入、提供等のために企業等の外部機関と取引を行う際に生じ得る利益が、当連合と相反する場合。
（個人や企業・団体等への利益供与が目的の場合等）

②責務相反

当連合の目的を達成するために負っている責務と関係する団体等における責務が相反する場合。（例：当連合の職員が、担当する事業における責務と、その事業に企業等から請け負う責務が相反する場合等）

（3）利益相反マネジメント

当連合は、様々な取引の過程で利益相反の状態が生じ得ることを勘案し、利益相反そのものを否定するものではない。ただし、違法ないし妥当性を欠く利益相反は当連合並びに関係者や支部等に、社会的責任や信用を著しく低下させることから利益相反に対する適切なマネジメントを行うことが求められる。

本ポリシーは、当連合が社会の信頼を損なうことがないよう、利益相反マネジメントの方針を明らかにし、当連合の利益相反に関するポリシーの理解と協力を得ることにより、健全な組織運営を実現しようとするものである。

2　利益相反マネジメントのための具体的施策

（1）利益相反マネジメントに関する規程の整備

当連合における利益相反による望ましくない事態を改善し、又は発生を回避するために、関係する取引先との各種活動を公正かつ円滑に推進することを目的として、利益相反について適切なマネジメントを行うために必要な事項を定める規程を整備する。

（２）利益相反マネジメント委員会の設置

利益相反について、当連合における望ましくない事態の発生や回避のため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

（３）役職員等による情報の開示

利益相反マネジメント委員会は、当連合における利益相反の状況をチェックするため、利益相反を生じうる可能性のある役職員等に、自己申告書等を提出させる。

（４）利益相反に関する調査及び報告等

利益相反マネジメント委員会は、自己申告書その他の情報に基づき、利益相反に関する審査を行い、必要があると判断した場合には、調査を実施する。調査の結果、利益相反により望ましくない事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断したときは、必要な方針を策定し、理事会に意見具申する。

役職員等は、利益相反マネジメント委員会による調査に協力し、必要な情報の提供等を行うものとする。

（５）透明性の確保

利益相反マネジメント委員会における調査結果等は、適切な時期及び方法で公開するものとする。

（６）役職員等への啓発

利益相反に関する意識向上のため、研修の実施等の啓発のための措置を講じる。

３　この利益相反ポリシーの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この利益相反ポリシーは、理事会の承認を経て、令和 7年 11月 1日から施行する。